

甲賀市人権尊重の都市宣言を制定

甲賀市人権尊重の都市宣言

わたしたち甲賀市民は、すべての人々の基本的人権が尊重され、かけがえない人生をより幸せに暮らせることを願っています。

しかしながら、社会は今なお人権侵害があとをたないのが現実です。

わたしたちは、日本国憲法と世界人権宣言の理念に基づき、みずから人権意識を高め、あらゆる差別のない「あふれる愛」と希望に満ちた都市を築くため、ここに緑豊かなふるさと甲賀市を「人権尊重の都市」とすることを宣言します。

平成17年(2005年)12月19日

甲賀市

「甲賀市人権尊重の都市宣言」制定の趣旨とこれまでの経過

世界では、世界人権宣言を契機として、人権の確立に向けて地球規模での取り組みが進められ、今や人権尊重は世界の潮流となっています。

しかしながら、社会全体の人権意識は高まりつつあるものの、人権を侵害する様々な事件が発生している現実があります。

こうしたことから、甲賀市ではまず基本的人権の尊重と法の下での平等を定めた日本国憲法ならびに世界人権宣言を基本理念として、あらゆる差別をなくし、人権意識の高揚を図り、もってより幸せに過ごせる豊かな社会の実現を目指すため、平成16年12月に「甲賀市人権尊重のまちづくり条例」を制定しました。

次いで、この条例の具現化を図るため、人権宣言の制定に着手しました。そして、平成17年に「甲賀市人権尊重のまちづくり推進協議会」を設置し、人権宣言制定に向けた検討を重ねてきました。

こうしてできた人権宣言を昨年12月の甲賀市議会に提案し、議決いただいたのが上記の宣言文です。

宣言文の構成

宣言文は3つの段落で構成されています。まず、第1段落ではすべての市民が幸せに暮らせる社会の構築という市民の願いを、第2段落では今日の人権における社会的状況を、第3段落では甲賀市人権尊重のまちづくり条例の目的を具現化し、人権の尊重が甲賀市政の根底にあることを示すため、甲賀市を人権尊重の都市(まち)と宣言することを高らかにうたっています。

「あふれる愛」の表記について

宣言文中の「あふれる愛」にはかぎカッコを付けています。これは、甲賀市市民憲章と同じことばを引用したということを表しています。

市民憲章では、市民としての自覚を持ち、



国籍・年齢・性別・職業・思想信条などを超えて「あなたも仲間ですよ」と呼びかけ、愛に満ちあふれ人権が尊重される、心温かな甲賀市をみんなで築いていきたい、との想いを『あふれる愛に あなたも仲間』という表現で表されています。

この市民憲章に表された想いを人権宣言にも活かそうと、同じ表現を用いることにしました。

「都市」の表記について

甲賀市は、旧水口・土山・甲賀・甲南・信楽の5つの町が合併して新たに誕生した自治体です。合併前は当然別個の自治体であり、それぞれの町の人口も都市と呼ぶにはほど遠いものでした。

合併後には人口も10万人弱となり、町から市へと変わりました。このことに加えて、これからの甲賀市の発展を願い「都市」との表記を用いることにしています。

しかしながら、わたしたち甲賀市民は、ふるさとであるこの甲賀市への愛着をいつまでも忘れないという気持ちを大切にしたい、そんな想いから「都市」という字を「まち」と読むことにしています。

住み良さと活気あふれる まちをめざして…

わたしたちは自分の権利を主張するあまり、他人の権利を軽んじることがよくあります。また、差別について気がつかない、無関心という人もいます。

わたしたちみんなが関心を持つて他人の人権を尊重しあえば、結局自分自身の人権も尊重されることにつながります。この、甲賀市人権尊重の都市宣言は、自治体である甲賀市が宣言したというものではなく、市民一人ひとりが自分自身に、また、まわりの人々に向けて宣言したものと考えるみてください。

住みよさと活気あふれるまちをつくるために、わたしたち自らの手で住みよい環境をつくっていきましょう。

【問い合わせ】
人権政策課
☎ 65-0693
FAX 63-4087

みんなの窓

こころやわらかく

この世界の 時間に 縁あって
ともに生きている 私たち
だれもが それぞれに ちがった力を持ち
それぞれに ちがった環境の中で生きている
一人ひとり 考え方も感じ方もさまざま
だからこそ もう少し おだやかに
こころ やわらかくすごしたい
こころを やわらかくすることで
人は自分を受け入れられる
人は相手を受け入れられる
やわらかなこころが
一人ひとりを大切にすることへと
みちびいてくれる
(滋賀県発行啓発冊子「こころやわらかく」から)

物事をゆたかに感じるができる感性や感覚をもつことは、想像力を培い、思いやる心を育てることにつながります。

人権問題は、相手を正しく理解せずに、思い込みやマイナスのイメージだけで判断してしまうことからおこるものです。

心が柔軟であれば、相手の立場に立って物事を考えることや、様々な角度から物事を見ることができるようではないでしょうか。

人権教育課では、これからも人権教育セミナーや講座、人権のつどいを開催していきます。「行ってみようかな？」と気軽に足を運んでいただき、一緒に様々な人権について学びましょう。そして「こころやわらかく」「すてきな感性」を持ち続けていきましょう。

【問い合わせ】人権教育課 ☎86-8024 FAX 86-8380